

鹿屋市福祉施設民営化実施計画

〈 案 〉

鹿屋市

平成20年6月

目 次

はじめに	・・・ P 1
民営化の推進方針	・・・ P 2
1 保育所の現状等	- - - P2
2 養護老人ホームの現状等	- - - P6
3 推進方針	- - - P9
民営化実施計画	・・・ P 1 0
保育所編	
1 対象施設	- - - P10
2 移行時期	- - - P10
3 民営化の手法	- - - P11
4 運営主体	- - - P11
5 民営化（移行）の手続	- - - P11
6 移管先法人名の公表	- - - P13
7 円滑な引継ぎ	- - - P13
8 民営化後の対応	- - - P13
養護老人ホーム編	
1 対象施設	- - - P15
2 移行時期	- - - P15
3 民営化の手法	- - - P15
4 運営主体	- - - P16
5 民営化（移行）の手続	- - - P16
6 移管先法人名の公表	- - - P17
7 円滑な引継ぎ	- - - P17
8 民営化後の対応	- - - P18
主なスケジュール	・・・ P 1 9

はじめに

近年、国においては、郵政民営化や組織機構改革、国家公務員の縮減など小さな政府を目指す自己改革を進めるとともに、市町村合併の推進や地方交付税・国庫補助金等の減額を柱とする三位一体改革など地方に深く関わる行財政改革を強力に推進してきています。

一方、地方においては、少子高齢化の一層の進展や景気低迷による社会構造の変革など社会経済情勢が大きく変化する中で地方分権が推進され、それぞれの地域が自己決定、自己責任のもと、知恵と創意工夫を競う地域間競争の時代に入ってきています。

地方自治体には、これらの社会情勢の変化に伴う多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題への確に対応し、また質の高い行政サービスを提供するため、常に徹底した行財政改革に取り組み、健全で効率的な行財政運営を推進することが求められています。

このようなことから、鹿屋市においては、新市発足後直ちに「鹿屋市行政経営改革大綱」及び「鹿屋市集中改革プラン」を策定し、これらに基づく行政経営改革に全庁的な取り組みを行っているところであり、

民間の経験と能力を活かした活力ある地域づくり

公共サービスの提供を官と民で分担する協働社会の実現

行政の守備範囲の見直しにより、政策の企画立案に特化した小さな市役所の構築

などを迅速に推進することが必要と考えています。

その一環として、「官から民へ」という国の大きな流れを踏まえながら、指定管理者制度の導入や、公立の施設のあり方についての見直しを進めてきており、本市直営の福祉施設である公立保育所（2か所：寿保育所、上小原保育所）及び養護老人ホーム（1か所：寿光園）についても同様の観点から検討を進めてきました。

結果として、民間事業所の持つノウハウや機動性、柔軟性を最大限に生かし、「民間でできることは民間に委ねる」の原則に基づき、公立福祉施設の管理運営業務の民営化を進めることで、

最小の経費で最大の効果を求めるという行政の責務を果たすこと

多様化する住民ニーズに対応すること

子育て支援策や高齢者対策など行政サービスの向上を図ること

などの行財政改革の目的が達成されるものと判断いたしました。

今後は、本実施計画に基づき、施設利用者やその保護者（家族）、地域住民、関係者、現場職員との協議等を行い、意見反映に努めながら、スムーズな民営化の実現を目指すものとします。

民営化の推進方針

1 保育所の現状等

(1) 施設の設置目的及び現状

寿保育所は、終戦直後の昭和21年、戦争で夫を亡くした人など、生きるために子供たちを残して働かなければならない多くの人達のために、寿1丁目に無認可保育所として開設され、昭和40年に現在の寿5丁目に移転しました。

一方、上小原保育所は、昭和48年、保育所がなかった上小原校区の補完保育所として開設されました。

以来、両保育所ともに、地域に密着した形でその役割を果たしてきており、少子化の進行する現在にあっても、女性の社会進出等により施設の必要性は依然として高いものがありますが、近年では、私立認可保育所の増加により、市内の入所児童のほとんどを私立で受け入れている状況となっています。(表1)

また認可保育所においては、必要な保育室の広さや保育士数など、設備及び運営について、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設最低基準によって厳正に管理されていることから、これらは公立・私立に関わらず制度的に一定のレベルが確保されており、基本的な保育サービスの格差はありません。

しかし、私立保育所においては、延長保育や一時保育、休日保育など、多様な保育ニーズに対して柔軟に対応しやすい運営体制にあり、これらについては私立の方が充実しています。(表2)

【表1 市内認可保育所数、定員及び入所児童数】 *平成20年5月1日現在

(単位：か所、人、%)

地域	公立				私立			
	施設数	定員	入所数	入所率	施設数	定員	入所数	入所率
鹿屋	1	90	104	115.6	23	1,544	1,753	113.5
輝北					2	120	120	100.0
串良	1	60	58	96.7	5	300	316	105.3
吾平					3	225	239	106.2
合計	2	150	162	108.0	33	2,189	2,428	110.9

地域	合計			
	施設数	定員	入所数	入所率
鹿屋	24	1,634	1,857	113.6
輝北	2	120	120	100.0
串良	6	360	374	103.9
吾平	3	225	239	106.2
合計	35	2,339	2,590	110.7
公立の割合	5.7%	6.4%	6.3%	

*入所数には、他自治体からの受け入れを含む。

【表2 市内認可保育所の特別保育事業の実施状況】 *平成20年5月1日現在

(単位：か所)

区分	総施設数	障害児保育	延長保育	一時保育	休日保育
公立	2	2	-	-	-
私立	33	10	27	11	1

(2) 民営化推進の背景

社会情勢の変化とサービスのあり方

国においては、少子化対策、待機児童対策、三位一体改革、規制緩和など一連の流れの中で、私立保育所に対する直接的な支援は継続する一方、公立保育所の関係財源については平成16年度から一般財源化されており、経費確保の面で不透明さを増している状況にあります。

また、保育施設の整備等に対する国の助成制度である「次世代育成支援対策施設整備交付金」は、私立保育所に対しては継続されていますが、公立保育所については平成18年度から廃止されています。

こうした「官から民へ」の改革は、今後も加速・強化されていくものと予測されることから、公立保育所においては、今後、より効率的な運営が求められています。

このような情勢は、保育所の運営形態など、そのあり方にも影響を与えており、県内における保育所総数は、近年、増加しているものの、公立保育所数は民営化の進展などにより減少しています。(表3、表4)

なお最近、国においては、次世代育成支援のための新制度体系の設計に向けた議論がなされており、その基本的考え方として「子育て支援に関するサービスの量的拡大と質の維持・向上」のための「効果的な財政投入」や「認可保育所を中心とした多様なサービス提供」が重要視されるなど、保育所を取り巻く環境は一段と変化しつつあります。

【表3 県内の認可保育所数の推移】

(単位：か所)

区分	公立	私立	合計
平成15年	141	303	444
平成17年	123	320	443
平成19年	106	349	455

*「福祉施設一覧」(鹿児島県社会福祉協議会発行)参考

【表4 県内の公立保育所の民営化状況】

(単位：か所)

年度	H15	H16	H17	H18	H19
移行施設数	4	6	5	8	8

行財政的效果

認可保育所の職員数は、公立・私立の別に関わらず、児童福祉施設最低基準において児童の年齢区分毎に定められています。

本市の公立保育所においてもこの基準に基づいて職員を配置していますが、職員が退職した場合の欠員については、鹿屋市行政経営改革大綱に基づく定員適正化計画に沿って、嘱託職員やパート職員を雇用して補充しています。(表5)

しかし、このような体制で運営を行っていても、経費的には、公立を民営化した場合の運営費を一定条件の下で試算した結果と比較すると、平成18年度の歳出ベースで、73,000千円程度を多く支出しているのが現状です。

さらに歳入についても、国・県・市の負担分は制度的に交付税措置されているとは言え、不透明さは拭えない状況にあります。

また、現在、鹿屋市では、行財政改革の一環として、官・民による公共的役割の分担の見直しを行い、それぞれが最適の役割を果たす「協働社会」の実現を目指しており、行政の守備範囲や職制の見直し、職員数の削減などを進めています。

これらの効果としては、

行政においては、現在の職員を他の部署で活用すること等により、新たな事業の展開や行政課題への対応が行えること

市民においては、新たな雇用を発生させることができることなどが期待されています。

【表5 職員状況】 *平成20年5月1日現在

寿保育所 (単位:人)

区分	計	職員	嘱託	パート	備考
所長	1	1			
次長	1	1			
主任保育士	1	1			
保育士	18	2	8	8	
調理員	3	1	1	1	
給食事務	1	1			
看護師	1			1	
事務	1			1	
合計	27	7	9	11	

上小原保育所 (単位:人)

区分	計	職員	嘱託	パート	備考
所長	1	1			
次長	(1)	(1)			寿保育所兼務
主任保育士	1	1			
保育士	12	3	4	5	
調理員	3	1	1	1	
合計	17	6	5	6	

施設の老朽化

施設の構造は、寿保育所がブロック造り、上小原保育所が鉄骨造りであり、比較的耐用年数は長いものの、建築年数はともに35年以上と老朽化が進んでおり、安全性に課題を有しています。(表6)

なお改築等の場合の施設整備費については、私立の場合には2分の1程度の国の支援措置があるのに対し、公立の場合は、全てを一般財源で賄う必要があります。

加えて本市の厳しい財政状況を考慮すると、市が保育所の改築を行うことは容易ではなく、その維持存続は、施設整備の面においても財政的な問題があります。

【表6 施設の状況及び必要な工事費等試算】

(単位：千円)

保育所	必要な工事等	概算費用	私立の場合の公的補助
寿 S40.2.25 建築	全面改築	200,000	国(1/2)：100,000 市(1/4)：50,000
上小原 S.48.3.3 建築	耐震診断及び 補強工事等	48,000	国(1/2)：22,500 市(1/4)：11,250

2 養護老人ホームの現状等

(1) 施設の設置目的及び現状

寿光園は、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護するための養護老人ホームとして、昭和32年、寿7丁目に開設され、昭和53年に現在の笠之原町に移転しました。

開設当時は、社会的情勢から福祉的な施設として行政が直接的に設置運営する必要がありました。

近年では、社会的に高齢化が進行しており施設の重要性は増してきています。また、入所者の高齢化により、常時介護を必要とする高齢者が増加してきたことから、施設の性質が「特別養護老人ホーム化」してきている現状があります。(表7)

この養護老人ホームで提供されるサービスについては、設置主体が公立あるいは社会福祉法人等の民間事業者に限られていること、また入所措置としての行政事務は維持されることから、質・量ともに公立・私立の差は生じないと考えられます。

しかし、介護支援などの多様なニーズに対しては、私立の方が柔軟に対応しやすい運営体制にあります。

【表7 寿光園の入所者の状況】 *平成20年5月1日現在

(単位：人)

年齢構成	区分	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	91-	計
	男	1	2	5	3	6	1		18
	女		2	1	7	14	14	4	42
	計	1	4	6	10	20	15	4	60

*入所数には、他自治体からの受け入れを含む。

介護度別	区分	要支援		要介護					計
		1	2	1	2	3	4	5	
	男	0	0	2	2	4	0	0	8
	女	3	2	6	7	8	2	0	28
	計	3	2	8	9	12	2	0	36

*介護サービスの利用状況

区分	利用者数	備考
訪問看護	1	男 - 1名(介護度3)
入浴介助	7	男 - 2名(介護度3) 女 - 5名(介護度2 - 2名、介護度3 - 4名、介護度4 - 1名)

(2) 民営化推進の背景

社会情勢の変化とサービスのあり方

国における三位一体改革等により、関係財源に対する国庫負担金が平成17年度から一般財源化されており、保育所と同様に経費確保の面で不透明さを増している状況にあります。

また、民間で養護老人ホームの設置・運営を行うケースが多くなってきていることや、平成18年度の制度改正により、養護老人ホームにおいても介護サービスを受けることが可能となったことから、行政が直接運営する必要性が希薄化してきており、既存の公立施設についても民営化を進める自治体が多くなってきています。
(表8、表9)

行政においては、今後、より効率的なサービスの提供に努める必要があることから、直接的なサービス提供の役割は民間が担い、行政は入所者の権利擁護や公正な措置制度の運用等間接的な役割に専任するなどの役割分担を進める必要があると考えています。

【表8 県内の養護老人ホーム】 *平成20年5月1日現在

(単位：か所)

市・町立	社会福祉法人	社会福祉事業団	一部事務組合	合計
16	21	2	1	40

【表9 県内の公立養護老人ホームの民営化状況】

(単位：か所)

年度	H15	H16	H17	H18	H19
移行施設数	0	1	0	0	3

行財政的效果

寿光園の職員配置においては、国の定める最低基準を遵守しつつ、要介護者への対応として職員の加配を行っていますが、平成18年度の決算状況は、民営化した場合の運営経費試算を下回る結果となっています。

これは、保育所と同様に、退職職員等により発生した職員の欠員を、嘱託職員やパート職員の雇用により補充しているためです。(表10)

仮に、正規職員によりすべての職員を補充した場合には、かなりの超過負担が発生することが見込まれます。

また、現在、鹿屋市では、行財政改革の一環として、官・民による公共的役割の分担の見直しを行い、それぞれが最適の役割を果たす「協働社会」の実現を目指しており、行政の守備範囲や職制の見直し、職員数の削減などを進めています。

これらの効果としては、

行政においては、現在の職員を他の部署で活用すること等により、新たな事業の展開や行政課題への対応が行えること

市民においては、新たな雇用を発生させることができることなどが期待されています。

【表 1 0 寿光園の職員状況】 *平成 2 0 年 5 月 1 日現在

(単位：人)

区 分	計	職員	嘱託	パート	備 考
園長	1	1			
次長	1	1			
主査	1	1			再任用職員
栄養士	1	1			
支援員	10	2	8		
調理員	6	1	3	2	
看護師	2		2		
事務補助	2			2	
夜間介助員	6			6	
合計	30	7	13	10	

施設の老朽化

施設の構造は、鉄筋コンクリート造りであり耐用年数は長いものでありますが、建築年数が 3 0 年を経過していることから、その老朽化が課題となっており、耐震診断等の実施が必要になっています。(表 1 1)

また、近年の施設のあり方から個室化の検討も必要となっています。

しかし、公立で施設整備を行った場合の費用については補助制度が無く、全てを一般財源で賄う必要があることから、財政的に問題があります。

【表 1 1 施設の状況及び必要な工事費等試算】

(単位：千円)

養護老人ホーム	必要な工事等	概算費用	備考(補助等)
S53.3.31 建築	耐震診断及び補強工事等	19,100	耐震に関する補助制度は無し

3 推進方針

福祉施設（保育所、養護老人ホーム）の現状においては、

定員を満たす施設利用者が存在し、近隣に同様の施設がないことから、施設は存続させるべきであること

設備及び運営については、福祉施設の最低基準により公立・私立に関わらず制度的に一定のレベルが確保されており、官・民でのサービス格差はないが、民間の方が利用者等の多様なニーズに柔軟に対応しやすい運営体制であること

本市においては、厳しい財政状況の中、施設の運営費や整備費にかかる課題を解消するため、加速・強化されている国の「官から民へ」の改革の流れに沿う必要があること

などが整理されます。

これらのことを踏まえ、総合的に検討した結果、

福祉施設を公立として存続させる意義が薄れてきたこと

本市における行財政改革への取り組みをなお一層推進する必要があること

から、今後、両福祉施設の民営化を推進することが必要と結論づけました。

なお、民営化にあたっては、施設の入所者が引き続き快適に過ごせる環境を維持することが最も重要であることから、

施設利用者や保護者等との十分な意見交換

地域住民や関係団体との協議

等を柱とした、今後の民営化推進の基礎となる「民営化実施計画」を策定します。

さらに本計画を公表し、福祉施設の民営化に対する市の方針を広く市民に示すことにより、

民営化に対する施設利用者や保護者、家族等の不安解消

より良い引受法人確保のための正確な情報の周知

を図ります。

また、民間の持つ能力や意欲が発揮されるよう、希望法人や関係団体等との協議、提案を踏まえるとともに、公正で透明性の高い選考の実施に努めます。

なお、民営化により得られた行財政効果については、子育て支援策等の行政サービスの充実のために活用していくことを含め、有効活用を図っていきます。

福祉施設民営化実施計画

保育所編

1 対象施設

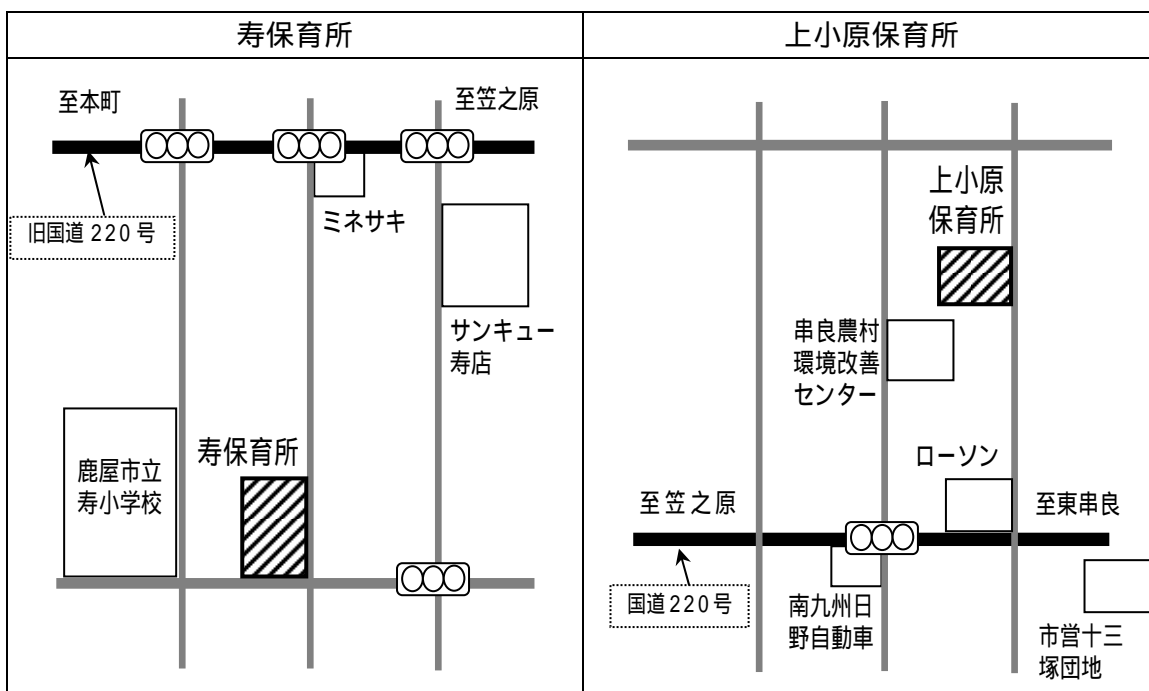
(1) 寿保育所

所在地	寿5丁目24番16号
土地	2,104.86㎡
建物	513.66㎡(保育室、乳児室、事務室、厨房、ほか附属棟を含む)
構造	ブロック造(本体)
建築	昭和40年2月25日(乳児室は昭和45年整備、厨房は平成14年改築)
定員	90名

(2) 上小原保育所

所在地	串良町上小原 2,621番3
土地	3,895.57㎡
建物	375.20㎡(保育室、乳児室、事務室、厨房、ほか附属棟を含む)
構造	鉄骨造(本体)
建築	昭和48年3月3日(倉庫は昭和49整備、ほか平成2年に増・改築)
定員	60名

【施設位置図】



2 移行時期

平成22年4月とします。

3 民営化の手法

(1) 設置・運営形態

民間移管方式とします。

(2) 財産の処分方法等

建物、工作物及び備品については、無償譲渡することとします。

建物については、移管後3年以内に

- ・ 寿保育所については改築
- ・ 上小原保育所については耐震診断及び必要な補強工事等

を実施することを条件とします。

工作物や備品（厨房機器、エアコン等の施設付帯設備）についても、無償譲渡としますが、情報関連機器（パソコンやプリンター等）については譲渡対象から除外するものとします。

土地については、下記のとおりとします。

寿保育所については、有償譲渡することとします。

上小原保育所については、一定期間の無償貸与の後、有償譲渡することとします。なお、駐車場として使用されている部分については、十三塚公民館の駐車場として共用されていることから、市有地として所有を継続します。

4 移管後の運営主体

運営主体は、鹿屋市内に住所を有する社会福祉法人とします。なお、社会福祉法人格を持たない者については、移管前に確実に社会福祉法人格を取得できる見込みのある者とします。

5 民営化（移行）の手續

(1) 市民への周知徹底

保護者及び関係者への説明会等を実施します。

パブリックコメントを実施します。

(2) 移管先法人の募集

公募によることとします。

なお、募集要項は、市内部の検討チームである福祉施設民営化推進検討委員会により作成し、保護者代表及び市職員等により構成する選定委員会で決定します。

(3) 移管先法人の選考

移管先法人は、保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる法人を対象に、選定委員会において選考します。

その評価は、総合評価方式とし、書類審査、代表者へのヒヤリングにより行うこととします。

また、評価項目、評価方法及び選定方法は選定委員会で決定します。

その他、移管先法人の決定に必要な事項は、募集要項において整理・公表します。

「選定基準」及び「移管の条件」の基本方針（案）

- 1 児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、保育行政を良く理解し、本市における児童福祉行政に積極的に協力する法人であること。
- 2 国の示す「児童福祉施設最低基準」及び今後定める「移管先候補法人選定基準」並びに「移管の条件」を満たしていること。
- 3 子どもの発達・育成を重視し、子ども中心の保育を実施する法人であること。併せて、従前の保育所の保育内容を継承しつつ、保護者の理解と協力を求める姿勢が認められる法人であること。

(4) 移管先法人の決定

選定委員会委員長の報告に基づき、市長が移管先法人を決定します。

(5) 議決関係

鹿屋市保育所条例の廃止議案

地方自治法第96条第1項第6号による財産譲渡議案

* 地方自治法237条第2項（条例又は議会の議決による場合でなければ譲渡してはならない。）

(6) 各種契約締結

移管先法人の決定後、財産の移管等に関する仮契約を締結します。
なお、本契約は移管の日に合わせて締結します。

6 移管先法人名の公表

移管先法人の決定後、速やかに、保護者はもとより広く市民の方々に市の広報等で周知を図ります。

7 円滑な引継ぎ

円滑な保育の引継ぎのために、移管先法人決定後、速やかに子育て支援課、保育所、移管先法人との三者協議の場を設定するなど、子どもにとって、負担のない引継ぎを実施します。

(1) 保護者との協議

保護者からの意見・要望について、移管先法人決定後、民営化後の保育等についての保護者説明会を改めて実施し、その意見・要望を引継ぎに活かすとともに、必要に応じて三者協議の中に保護者を含めての協議も実施します。

(2) 移行計画書の作成

保護者からの意見・要望及び三者協議の内容を基本に、移行計画書（引継ぎ計画書）を作成します。

なお、移管先法人は、移管を受ける期日の最低3か月前から業務の引継ぎに要する職員を当該施設に派遣するものとします。

(3) 職員等の継続雇用

職員等の急激な入れ替えに伴う環境の変化を最小限に抑えるため、現在の職員のうち嘱託職員及びパート職員については、原則として移管先法人に引き継ぐこととします。

8 民営化後の対応

(1) 保育所のあり方

市民にとって、より一層利用しやすい保育所として、基本となる保育サービスの充実はもとより、多様な保育ニーズにも柔軟に対応できるように、次のような役割・機能を求めています。

児童の健やかな育成と、家庭・地域の子育てへの支援

保育サービスの質を維持・向上させ、地域や利用者の信頼を得るとともに、家庭養育を補完して、児童の健やかな心身の発達を助長することや、子育て家庭への相談・助言など地域の子育て支援の役割を担うこと

多様な保育ニーズに対応した特別保育の充実

保育ニーズの多様化に対応し、障害児保育などの特別保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援していくこと

(2) 保育内容の履行確認

民営化時に保育内容の遵守を義務づけた、移管の条件及び法人選定基準等に定められている保育が着実に履行されているかを確認するため、保護者へのアンケート調査や保護者との懇談会等を実施するとともに、保育レベルの維持・向上のための改善指導を行っていきます。

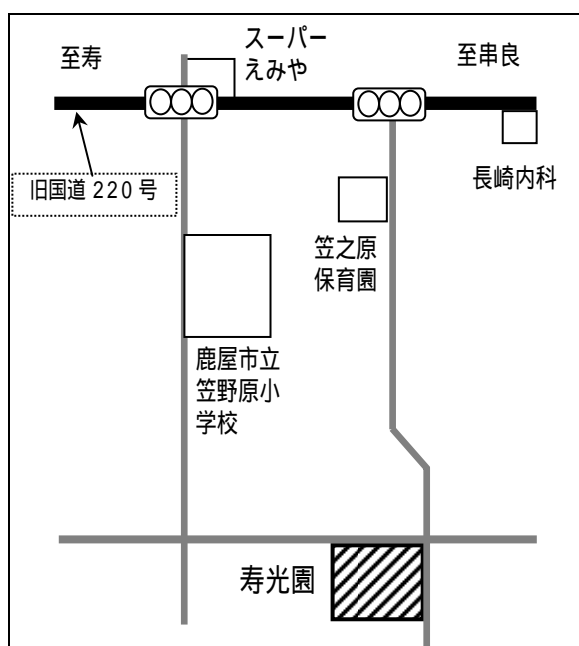
養護老人ホーム編

1 対象施設

寿光園

所在地	笠之原町 7, 501番地2
土地	11, 214.06㎡
建物	1, 587.78㎡(居室棟、管理棟、調理室増築部分、ほか附属棟を含む)
構造	鉄筋コンクリート造(本体)
建築	昭和53年3月31日(車庫は平成10年整備、ほか増改築工事あり)
定員	60名

【施設位置図】



2 移行時期

平成22年4月とします。

3 民営化の手法

(1) 設置・運営形態

民間移管方式とします。

(2) 財産の処分方法等

建物、工作物及び備品については、無償譲渡することとします。

建物については、移管後 3 年以内に耐震診断及び必要な補強工事等を実施することを条件とします。

工作物や備品（厨房機器、エアコン等の施設付帯設備）についても、無償譲渡としますが、情報関連機器（パソコンやプリンター等）については譲渡対象から除外するものとします。

土地については、有償譲渡することとします。

最低限、施設の運営に必要な部分を譲渡することとし、共同農園及び運動場として使用されている部分については、有償譲渡や有償貸与することなどについて移管先法人と協議を行うものとします。

4 移管後の運営主体

運営主体は、鹿屋市内に住所を有する社会福祉法人とします。なお、社会福祉法人格を持たない者については、移管前に確実に社会福祉法人格を取得できる見込みのある者とします。

5 民営化（移行）の手続

（１）市民への周知徹底

利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）関係者への説明会等を実施します。

パブリックコメントを実施します。

（２）移管先法人の募集

公募によることとします。

なお、募集要項は、市内部の検討チームである福祉施設民営化推進検討委員会により作成し、家族代表者及び市職員等により構成する選定委員会で決定します。

（３）移管先法人の選考

移管先法人は、養護老人ホームの養護水準を満たし、養護の質を維持・向上できる法人を対象に、選定委員会において選考します。

その評価は、総合評価方式とし、書類審査、代表者へのヒヤリングにより行うこととします。

また、評価項目、評価方法及び選定方法は選定委員会で決定します。

その他、移管先法人の決定に必要な事項は、募集要項において整理・公表します。

「選定基準」及び「移管の条件」の基本方針（案）

- 1 老人福祉の理念・公共性・公益性を持ち、福祉行政を良く理解し、本市における老人福祉行政に積極的に協力する法人であること。
- 2 国の示す「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び今後定める「移管先候補法人選定基準」並びに「移管の条件」を満たしていること。
- 3 利用者の生活を重視し、利用者の視点に立った養護を実施する法人であること。併せて、従前の養護老人ホームの養護内容を継承しつつ、利用者等の理解と協力を求める姿勢が認められる法人であること。

（４）移管先法人の決定

選定委員会委員長の報告により、市長が移管先法人を決定します。

（５）議決関係

鹿屋市立寿光園条例の廃止議案

地方自治法第96条第1項第6号による財産譲渡議案

* 地方自治法237条第2項（条例又は議会の議決による場合でなければ譲渡してはならない。）

（６）各種契約締結

移管先法人の決定後、財産の移管等に関する仮契約を締結します。

なお、本契約は移管の日に合わせて締結します。

6 移管先法人名の公表

移管先法人の決定後、速やかに、利用者等のもとより広く市民の方々に市の広報等で周知を図ります。

7 円滑な引継ぎ

円滑な養護の引継ぎのために、移管先法人決定後、速やかに高齢福祉課、養護老人ホーム、移管先法人との三者協議の場を設定し、利用者にとって、負担のない引継ぎを実施します。

(1) 利用者等との協議

利用者等からの意見・要望について、移管先法人決定後、民営化後の養護等についての利用者等への説明会を改めて実施し、その意見・要望を引継ぎに活かすと共に、必要に応じて三者協議の中に利用者等を含めての協議も実施します。

(2) 移行計画書の作成

利用者等からの意見・要望及び三者協議の内容を基本に、移行計画書（引継ぎ計画書）を作成します。

なお、移管先法人は、移管を受ける期日の最低3か月前から業務の引継ぎに要する職員を当該施設に派遣するものとします。

(3) 職員等の継続雇用

職員等の急激な入れ替えに伴う環境の変化を最小限に抑えるため、現在の職員のうち嘱託職員及びパート職員については、原則として移管先法人に引き継ぐこととします。

8 民営化後の対応

(1) 養護老人ホームのあり方

施設入所者にとって、より一層生活しやすい養護老人ホームとして、柔軟な対応や適切なサービスの提供ができるように、次のような役割・機能を求めていきます。

専門職の確保による、入所者の処遇及び生活支援機能の向上

専門職員の継続的な配置により、様々な理由により入所に至った高齢者に対して、社会福祉事業に関する豊富な経験、知識を基に継続的かつ一貫した生活支援を行い、精神的なケアも図ること

地域に開かれた施設づくりの推進

これまで培ってきた地域住民との繋がりを損なうことなく、入所者の地域における生活の場としての環境づくりに努めること

(2) 養護内容の履行確認

民営化時に養護内容の遵守を義務づけた、移管の条件及び法人選定基準等に定められている、養護が着実に履行されているかを確認するため、利用者等へのアンケート調査や利用者等との懇談会等を実施すると共に、養護レベルの維持・向上のための改善指導を行っていきます。

主なスケジュール

方針 及び 実施 計画 決定	募集 要項 決定	H20	6月	議会全員協議会報告 関係者への説明・意見交換
			7月	パブリックコメントの実施
公募手続き			9月	福祉施設民営化実施計画の決定
			10月	募集要項の決定 公募開始 現地説明会
選考			12月	移管先法人の決定
移管準備		H21	1月	移管に関する条件協議 協定書作成
			4月	協定の締結 保護者（家族）との協議・移行計画の作成 市と移管先法人による業務引継開始
			12月	施設の普通財産化・廃止条例の手続き 施設設置認可の申請手続き（移管先法人）
移管		H22	2月	施設廃止届け 財産処分の国への手続き（補助金関係）
			3月	財産処分の議会手続き
			4月	各種契約の締結 法人への移管